

# 建築三会による建築士・建築士事務所のための 改正建築士法講習会

改正建築士法が平成 27 年 6 月 25 日から施行されます。

今回の改正は、書面契約の義務化及び一括再委託の禁止(延べ面積 300 m<sup>2</sup>超)、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等を主な内容としており、建築士のみならず建築主にも課されるものもあるため、建築士はそれらについて明確に建築主に説明できなければなりません。

建築三会では、改正法の施行に先立ち、改正法の内容、設計受託契約のポイント等に関する講習会を開催いたします。是非受講していただきますようご案内致します。

## ■日程・会場・定員

開催日	会場	定員	開催団体
平成 27 年 6 月 8 日(月)	アクトシティ浜松 研修交流センター 62 研修交流室 【浜松市中区板屋町 111-1】	100 名	(公社)静岡県建築士会
平成 27 年 6 月 10 日(水)	プラサヴェルデ(沼津) 4 階 402 会議室 【沼津市大手町 1-1-4】	100 名	(公社)静岡県建築士会
平成 27 年 6 月 15 日(月)	静岡労政会館 6 階ホール 【静岡市葵区黒金町 5-1】	200 名	(一社)静岡県建築士 事務所協会

■実施機関 主催:(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、  
(公社)日本建築家協会

主管:(公社)静岡県建築士会、(一社)静岡県建築士事務所協会  
(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会

後援:静岡県 (予定) 国土交通省、(一社)日本建築学会、(一社)日本設備設計事務所協会  
(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)JBN

■受講対象者 建築士、建築士事務所の開設者等

■受講料 会員 3,000 円 非会員 6,000 円 (税込、テキスト代含む)

※会員:静岡県建築士会、静岡県建築士事務所協会、日本建築家協会東海支部静岡地域会の会員

## ■講習内容(予定)

時間	講習内容
13:10~13:30	受付
13:30~13:35	開会挨拶
13:35~13:50	建築士法改正の経緯と意義(DVD講義)
13:50~15:20	建築士法の改正内容について(質疑共) 講師:静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課
15:20~15:30	休憩
15:30~16:20	改正建築士法による設計受託契約等のポイントについて(DVD講義)
16:20	終了

■テキスト 建築三会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会テキスト  
第 1 部~第 3 部編

■C P D 本講習は下記CPD制度の共通認定プログラムとして申請予定です。

建築CPD情報提供制度、JIACPD制度、建築士会CPD制度、建築設備士関係  
団体CPD制度、APECアーキテクト、APECエンジニア、建築施工管理CPD制度